

第5節 騒音・振動

1. 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、環境基本法第16条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められています。この基準は騒音の発生源ごとに、一般環境騒音、自動車交通騒音などについてそれぞれ定められており、これに基づき市（平成23年度までは福島県）が地域を指定し、基準を設定しています。



2. 騒音調査結果

(1) 環境騒音調査結果

市では、騒音に係る環境基準の達成状況を把握するため、幹線道路等に面していない市内の代表的な6地点を対象に調査を実施しています。

平成29年度の調査においては、すべての地点において環境基準を達成していました。

◆平成29年度環境騒音調査結果

調査地点	用途地域	地域の 類型	調査日	環境基準 (d B)		測定値 (d B)	
				昼間	夜間	昼間	夜間
堤 町	第1種中高層住専	A	10/26~27	55 以下	45 以下	51.1	32.9
真宮新町南	第1種中高層住専	A	10/17~18			51.1	39.0
河東町広田	第1種中高層住専	A				48.9	39.9
古川町	住居地域	B	10/24~25	60 以下	50 以下	42.5	33.4
日新町	商業地域	C				47.7	36.2
門田町飯寺	工業地域	C				45.2	39.6

(参考資料：79ページ 資料10)

◆過去4年間の調査結果

調査地点	測定結果 (d B)							
	H 25		H 26		H 27		H 28	
	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
堤 町	43.7	31.4	39.9	37.3	43.5	35.9	39.6	34.1
真宮新町南	48.5	38.5	46.0	35.2	50.1	43.2	49.9	38.6
河東町広田	46.7	39.7	48.1	33.4	49.3	39.7	45.6	37.2
古川町	40.1	37.1	42.8	40.9	46.3	39.2	45.6	40.4
日新町	45.3	36.9	48.2	39.5	45.4	38.6	46.2	35.9
門田町飯寺	46.5	43.7	46.2	37.5	47.3	40.0	46.9	42.1

(2) 自動車交通騒音調査結果

『騒音規制法第3条(※)』に基づく騒音について、指定地域(用途地域)内における自動車騒音の実態及び法第17条に基づく要請限度の達成状況を把握するため、比較的交通量の多い6地点を対象に騒音調査を実施しています。



平成29年度の調査においては、環境基準を超過している地点はありませんでした。なお、要請限度を超えている場合には、市町村長は道路管理者や公安委員会に対して、道路の改修や交通規制などの自動車交通騒音防止対策の要請や意見を述べることができます。

※『騒音規制法第3条』…市長は、市域の「住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として指定しなければならない」とされています。

◆平成29年度自動車交通騒音調査結果

調査地点	道路名	車線数	用途地域	地域の類型	調査日	環境基準(要請限度)		測定値(dB)	
						昼間	夜間	昼間	夜間
一箕町亀賀郷之原	国道49号	4	準工業地域	C	11/13~14	70 以下 (75)	65 以下 (70)	69.9	64.1
一箕町亀賀村前	国道118号	4	工業地域	C	11/9~10			64.0	57.9
館馬町	国道401号	4	準住居地域	B	11/9~10			65.3	57.8
花春町	主要地方道 会津若松・裏磐梯	4	近隣商業地域	C	11/9~10			62.4	55.0
河東町南高野	主要地方道 会津坂下・河東	2	第1種中高層 住居専用地域	A	11/13~14			65.5	63.7
河東町広田	主要地方道 北山・会津若松	2	第1種住居地域	A	11/13~14			68.7	60.6

◆過去4年間の調査結果

調査地点	測定値(dB)							
	H25		H26		H27		H28	
	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
一箕町亀賀郷之原	68.8	64.8	68.7	62.1	67.6	61.2	70.0	63.7
一箕町亀賀村前	66.1	60.9	66.6	61.2	64.8	59.7	64.8	58.7
館馬町	64.8	58.2	64.9	58.3	65.5	58.7	64.8	56.7
花春町	66.7	59.7	68.0	61.4	67.2	59.4	61.8	54.8
河東町南高野	66.4	64.5	67.1	64.7	65.9	63.9	66.4	64.1
河東町広田	70.8	62.3	70.4	62.9	68.8	60.8	68.9	60.9

※ 網掛けは環境基準の超過を表しています。

(3) 高速自動車道騒音調査結果

高速自動車道(磐越自動車道)沿線における騒音の実態を把握するとともに、県と高速自動車道沿線市町村で構成される「福島県高速交通公害対策連絡会議」を通じた東日本高速道路株(NEXCO 東日本)への要望活動の基礎資料とするため、定点調査地点のインター西地内において調査を実施しています。平成29年度の調査においては、評価基準(※)を達成しています。



高速道路自動車騒音調査の様子

なお、磐越自動車道沿線地区からの苦情申立や調査結果が評価基準を超過した場合には、連絡会を通じて要望を行うこととなります。

◆高速自動車道騒音調査結果

調査地点	用途地域	路肩からの距離	評価基準 (d B)		測定結果 (d B)									
			昼間	夜間	H 25		H 26		H 27		H 28		H 29	
					昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜
インター西地内 (定点)	準工業地域	25 m	65	60	53	53	53	51	53	51	54	49	54	54
		50 m			53	51	53	51	53	50	54	49	55	54
		100 m			52	51	52	51	52	50	54	50	54	52

※ 評価基準とは、福島県高速交通公害対策連絡会議が独自に用途区域に応じて環境基準値からあてはめた数値です。

～ひとくちメモ～

■音の大きさの目安

騒音レベル (d B)	音のめやす	影 響
120	飛行機のエンジン付近、建設作業音	長時間さらされると難聴になる
110	自動車のクラクション(前方2 m)、電車の通過音	
100	カラオケの音、パチンコ店の音	ほとんどの人がいらいらする
90	犬の鳴き声 (前方5 m)	
80	ボウリング場の音	
70	電話のベル、忙しい事務室	会話の妨げになる
60	自動車の通過音	
50	図書館の中	—
40	夜の静かな住宅地	—

3. 騒音・振動の防止対策

(1) 工場・事業場等の規制

① 騒音防止対策

本市における騒音の規制は、騒音規制法及び福島県生活環境の保全等に関する条例（以下、県条例）に基づいて行っています。

騒音規制法では、都市計画法により定められた用途地域の区分により第1種から4種までの「規制地域」が、県条例では市内全域が「規制地域」として指定されており、それぞれの規制地域ごとに規制基準が設定されています。

また、法・条例で規制される特定及び指定施設については、市への届出義務があります。

（参考資料：80 ページ 資料11・12、82 ページ 資料15）

② 振動防止対策

本市における振動の規制は、振動規制法に基づいて行っています。

振動規制法では、都市計画法により定められた用途地域の区分により、第1種、第2種の「規制地域」が指定され、規制基準が設定されています。

また、法で規制される特定施設については、市への届出義務があります。

（参考資料：81～82 ページ 資料13～15）

(2) 建設作業の規制

建設工事等のうち、著しい騒音・振動を発生する建設作業については、騒音規制法・振動規制法及び県条例により、用途地域の区分により規制地域が指定され、作業内容及び規制地域の区分に応じて基準が定められています。

また、指定地域内で法に定める特定建設作業及び県条例に定める指定建設作業を実施する際には届出が義務付けられており、規制基準に適合しない場合等においては、騒音・振動防止対策や作業時間等の改善を勧告します。

（参考資料：83～84 ページ 資料16～18）

(3) 飲食店営業等の深夜騒音

深夜における飲食店営業等によるカラオケ等の騒音は、福島県生活環境の保全等に関する条例により規制されています。深夜騒音規制地域において飲食店営業等を営む場合、外部に音が漏れ周辺の生活環境が損なわれるときは、午後11時から翌日の午前6時までの間はカラオケ等の音響機器の使用ができません。

（参考資料：84 ページ 資料19）

